

学 生 手 帳

【デジタル版】



厚生労働大臣指定・専修学校認可／学校法人 長谷川学園

旭 美 容 専 門 学 校

学校法人 長谷川学園
旭美容専門学校 学園歌

あさひの光

作詞 長谷川早苗
作曲・編曲 清水利宏

1. 初の日 心織り成し学び舎の
歴史の標(しるべ) 刻みつつ
さあ 共に輝け あさひの光
美の礎(いしずえ)に 声高く
学ぶわれらの 夢あらん
2. 蒼(あお)深く 澄みては続く青空に
果てなき希望 映しつつ
さあ 共に羽ばたけ あさひの光
美の礎に 天高く
目指すわれらの 夢あらん
3. 志 ためす荒波 潮風も
かたく友情 誓いつつ
さあ 共に拓(ひら)けよ あさひの光
美の礎に 士気高く
進むわれらに 夢あらん

旭美容専門学校 建学の精神と教育目標

建学の精神 「HUMAN BEAUTY」 “より美しく生きる”

建学の精神の趣旨

「HUMAN BEAUTY」とは、
その人に適合する美を提案、提供し美しく輝かせること。
それにより、一人一人の「美しくありたい」「美しくなりたい」という願いを
叶え、幸せを提供することを言います。

また「HUMAN BEAUTY」には、先述の意味に加え、
自身の内側に向けたもう一つの意味があります。

旭は、技術や専門知識を身につけるだけでなく
「より美しく生きる」とは何かを自身に問い続け、行動が変化し、
成長することで、社会に必要とされる人材を輩出し続けます。

関わる全ての人々、そして自分自身に真の「HUMAN BEAUTY」を提供できる
美の専門家を育成し、社会の発展・向上に寄与していきたいと願います。

教育目標

- (1)専門能力を身につけたスペシャリストの養成
(確かな技能とそれを支える専門知識・デザイン感覚)
- (2)一人一人のお客様を大切にするホスピタリティマインドの涵養
(感謝的心構えとテラーメイド感覚)
- (3)職業人として必要な問題解決能力の開発
(夢を形にする実現力)
- (4)社会人として正しく行動できる人間教育
(自律自戒の精神)
- (5)衛生サービスに必要な衛生教育
(衛生観念の確立)

学 則

第1章 総 則

第1条 (目的)

本校は美容に関する知識と技能を教授し、あわせて社会人としての品格と美的感性を養い、広く社会に貢献しうる人材を養成することを目的とする。

第2条 (名称)

本校は旭美容専門学校という。

第3条 (位置)

本校は三重県津市上浜町1丁目14番地に置く。

第2章 課程学科、修業年限、定員、学級数、休業日

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	定員	学級数
衛生専門課程	美容科	2年	150名	4学級
	トータルエステティック科	1年	16名	1学級
衛生高等課程	美容科	2年	10名	2学級

第5条 本校の学年及び学期は次のとおりとする。

1. 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 学年を二つに分けて次の二学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

1. 休日 土曜日、日曜日、祝祭日、学校創立記念日(4月21日)
2. 夏期休業 約4週間～5週間
3. 冬期休業 約2週間～3週間

4. 学年末休業 約2週間～3週間
5. その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、授業時数、教職員組織

第7条 本校の教育課程及び単位数(授業時数)は次のとおりとする。
別途資料に記載の為省略

第8条 授業の始業及び終業の時刻は校長が別に定める。

第9条 本校に次の教職員をおく。

- ①校長 ②教員 10名以上 ③講師 6名以上 ④助手 4名以上
- ⑤事務職員 2名以上 ⑥学校医

第4章 入学、休学、退学

第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。
衛生専門課程 学校教育法第90条に規定する者
衛生高等課程 学校教育法第57条に規定する者

第11条 本校の入学時期は次のとおりとする。
衛生専門課程 4月 衛生高等課程 4月

第12条 本校に入学しようとするものは次の書類に第24条に定める入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- ▶ 入学願書、履歴書、最終学校の卒業証明書または卒業見込み証明書、調査書、写真2枚

第13条 前条の手続きを終了した者に対して入学試験を行ない、入学者を決定する。試験日及び方法は別に定める。

第14条 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定日までに所定の誓約書及び第24条の入学金、授業料、実習費を納入し学生証の交付を受けなければならない。手続きなき場合は入学を取り消すものとする。

第15条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって休学する場合は診断書及びその事由を記し校長の許可を得なければならない。

第16条 前条の学生が復学しようとする場合は届け出て復学することができる。

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

第18条 学生ならびに保証人が本籍、住所、姓名等を変更した場合は直ちに届け出なければならない。

第5章 卒業、処罰

第19条 校長は、第7条に定める授業科目を履修し所定の単位を修得した者について卒業認定する。

2. 卒業認定の基準は別に定める。

第20条 前条の認定した者には教育評価の上、卒業証書を授与する。

第21条 成績優秀にして他の模範となる者には褒賞することがある。授業料等の減免に関する規定は別に定める。

第22条 次の各号に該当する者には、退学、又は留年を命ずることがある。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められたもの。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
3. 正当な理由がなく出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他の学生としての本分に反した者。
5. 進級時、卒業時の時点で入学金、授業料等の納入がない者。

第23条 他の理容美容学校から本校への転入及び本校から他校への転出校を希望する者については、所定の手続きにより許可することがある。

第6章 入学金、授業料、その他

第24条 本校の入学金、授業料等は入学案内に記載の為省略

第25条 既納入学金、授業料、実習費および入学検定料は理由の如何にかかわらず返還しない。

第26条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第27条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

第7章 附帯教育

第28条 本校は附帯教育として次の別科を設置する。

学科名	修業年限	定員	学級数	入学時期	入学定員	入学資格
通信美容科	3年	120名	6学級	10月	40名	学校教育法第57条に規定する者
通信美容科 (理容修得者課程)	1年6ヶ月	(15名) 通信美容科に含む				理容師養成施設を卒業している者もしくは在籍中の者

第29条 別科の履修科目と面接時間、修了認定方法
入学案内及び別途資料に記載の為省略

第30条 別科の入学金、授業料等
入学案内及び別途資料に記載の為省略

第31条 通信美容科の転入ならびに転出校は本則第23条を適用する。

履修認定規程

美容科 トータルエステティック科

第1条 学則第19条第2項に定める卒業認定基準は本規程による。

第2条 教科課目の履修は次のとおりとし、必要単位(時間数)を修得した学生に対し校長は卒業認定する。

- (1) 昼間課程美容科の履修は学則第7条によるものとし、2年以上在学し、必修課目を47単位、一般教養課目と専門教育課目あわせて22単位以上、合計69単位以上修得しなければならない。
- (2) 通信課程美容科についての履修は第29条により、3年以上在学し、120単位以上(内必修選択科目は1単位以上)を修得しなければならない。ただし美容所に常勤で従業している学生に対しては面接授業は60単位(内必修選択科目は1単位)以上とする。
- (3) トータルエステティック科の卒業要件は、1年以上在学し、時間数にして910時間を修得しなければならない。

第3条 出席状況が不良な者で欠席が出席すべき教科課目の3分の1（実習を伴う教科課目にあつては5分の1）を超える者についてはその単位を認めない。

ただし出欠席についての基準は下記に定める。

【生活ポイント】に基づき、24ポイントに達するものはその単位を認めず、進級又は卒業を見送り、留年を命ずる。

学生指導早見表【生活ポイント】

正当な理由*のない遅刻、早退	1 P
正当な理由*のない欠席	2 P

*正当な理由とは以下の内容を指す。

公共交通の運休、遅延 / 親族（3親等）の慶弔行事（動物を除く）（弔事：最大5日＋往復日数／慶事：1日＋往復日数）（往復最大3日まで） / 怪我、持病、入院、検査、体調不良等の明細、領収書がある場合 / 学校が指定した感染症などの感染、または保健所等から自宅待機を命じられた場合 / 停学処分による欠席の場合 / その他、災害や事故等、学校がやむを得ないと判断した場合

ポイントとなる違反【生活ポイント】

6 P	(累計 6 Pに達した場合) 保護者連絡、指導書
1 2 P	(累計 1 2 Pに達した場合) 保護者呼び出し、指導書、反省文、奉仕作業等ペナルティ、課題提出
1 8 P	(累計 1 8 Pに達した場合) 保護者呼び出し、指導書、反省文、奉仕作業等ペナルティ、課題提出
2 4 P	(累計 2 4 Pに達した場合) 原級留置処置 (留年) を命ずる

※【違反ポイント】と【生活ポイント】は合算せず、それぞれ計算する

※【生活ポイント】は進級時にリセットされる

上記の場合は、証明できるものを提示しなければならない

第 4 条 各教科課目の単位認定に必要な出席率は90%以上とし、それに満たないときは補習等で補うことができる。ただし、定められた補習等に参加しない者にはその単位を認めない。

第 5 条 教科課目の成績評価は次のとおり行う。

- (1) 昼間課程美容科においては学年ごとに定期試験を行い、100点法において60点以上(美容実習は70点以上)を合格とし、修了認定する。ただし実習をともなう教科課目に関しては、実習の成績によって修了を認定することが出来る。
- (2) 通信課程美容科においては教科課目ごとのレポートと面接授業における定期試験成績が、100点法において60点以上(美容実習は70点以上)であること。ただし実習をともなう教科課目に関しては、実習の成績によって修了を認定することが出来る。
- (3) トータルエステティック科においては定期試験を行い、100点法において70点以上を合格とし、修了認定する。ただし実習をともなう教科課目に関しては、実習の成績によって修了を認定することが出来る。

第 6 条 定期試験の不合格者、欠席者に対する追再試験については次のとおりとする。

- (1) 定期試験の成績が100点法において60点(美容実習及びトータルエステティック科においては70点)に満たない者、定期試験が受験できなかった者に対し追再試験を実施する。実施日時等はその都度決定する。

- (2) 追再試験の得点は100点法において60点(美容実習及びトータルエステティック科においては70点)以上で合格とするが、追再試験での合格者は何点とっても全て100点法において60点(美容実習及びトータルエステティック科においては70点)評価とする。
- (3) 追再試験に関しては別途考査料として1科目1000円(トータルエステティック科における認定実技試験再考査料は4,500円)を徴収する。未納者は受験できない。

第7条 卒業認定にあたり校長は卒業見込み者を対象に卒業判定会議を行い、履修状況を確認した上で卒業判定する。

- (1) ホームルーム担任は学生の履修状況を卒業判定会議資料(別表一)に記入し判定会議に報告する。
- (2) 卒業判定会議の構成メンバーは毎年度当初に、校長が任命する。
- (3) 卒業判定会議出席者名簿(別表二)を作成し会議終了後参加者全員が捺印する。

第8条 卒業に必要な単位が修得できないと判定された学生に関し、学校長は職員会議に諮り原級に留置くものとする。ただし学則に定める修業年限の2倍を超えて在籍することは出来ない。

第9条 この規程に定めのないことに関しては職員会議で決定する。

旭美容専門学校学生心得

(欠席、遅刻、早退に関すること)

1. 病気または、やむを得ない理由により欠席又は遅刻する場合は、その理由を電話にて事務局に届け出なければならない。又早退するときは、必ず事前に届け出許可を受けること。正当な理由がある場合は、それを証明できるものを提示しなければならない。ない場合は生活ポイント1を付す。

(授業料・実習費に関すること)

2. 授業料・実習費は半期ごとの所定期日までに遅滞なく納入しなければならない。1ヶ月以上滞納した者は、保護者に通知する。また、正当な理由がなく3ヶ月滞納したものは除籍することができる。
3. 授業料・実習費は全月欠席しても納入しなければならない。
4. 通信課程の場合は振込用紙の期日までに学校会計に納入しなければならない。1期をこえて滞納したものは除籍する。

(登校・下校に関すること)

5. 学生は特別の場合を除き 始業10分前までに登校しなければならない。
6. 終業後は担任の許可を得た者以外は全員下校しなければならない。
7. 通学に際し、乗用車、単車での通学は、学校長の許可を得ること。但し同乗者は認めない。

(校内清掃に関すること)

8. 定められた日に大掃除を行うほか、毎日必ず所定の清掃に当たらなければならない。本校はその教育の特質上清掃を特に重視する。

9. 清掃用具は所定の場所に保管する。

10. 清掃終了後は担任教員に申し出る。

(風紀、規律に関すること)

11. 学生の喫煙はこれを厳禁する。但し成年者で学校長の許可を受けた者は決められた時間に所定の喫煙場所で喫煙できる。

12. 服装については別に定める。

13. 試験の際に不正を行ったものは当該科目の単位を与えない。

14. 学生間の物品、金銭の貸借は厳禁する。

15. 校内での履物は動きやすい踵のある靴を使用すること。

16. 外部からの呼び出し(電話、面会)は、必要と認めた場合以外応じない。

17. 登校から下校までの間外出は禁止する。

18. 職員並びに来訪者にあつた場合は校内外を問わず敬礼すること。

19. 目上の人はもちろん級友間においても言葉づかいに充分注意すること。

20. 授業の開始、終了には一同そろって敬礼すること。

21. 校長室、事務室、教員室、授業・実習中の教室に出入りするときは必ず敬礼すること。

22. 授業・実習中は私語を慎むこと。

(学校施設使用に関すること)

- 23. 授業時間以外に学校の設備を使用するときは、あらかじめ届け出て許可を受けなければならない。
- 24. 備品を汚損、もしくは定位置にある備品を許可なく持ち出したりしてはならない。
- 25. 学校施設、備品を破損したときは速やかに担任教員に届けなければならない。そのときの事情によっては弁償させることがある。

(学生証に関すること)

- 26. 学生証は必ず携行し、職員の請求があればいつでも呈示しなければならない。
- 27. 学生証を紛失したときは速やかに届け出て再交付を受けなければならない。
- 28. 本籍、住所、氏名を変更するときは、様式第一号により事前に届け出なければならない。
- 29. 卒業又は、退学、転校するときは必ず学生証を学校に返還しなければならない。
- 30. 学則及び学生心得を甚だしく守らぬ者、再三にわたる注意、指導にもかかわらず改悛の見込みがないと認めたとき、学則第22条により職員会議を経て退学処分の手続きをとる。

旭美容専門学校学則及び学生心得施行細則

(目的と指導法)

第1条 目的

学則第22条及び学生心得を施行するにあたり本校学生の行動規範とそれに違反した場合の学生指導に関し次の通り規定する。

第2条 指導

この規則における学生指導は違反ポイント制（12ポイント）で実施し、その指導内容は学生指導早見表（P18-19）のとおりとする。

第3条 服装と頭髪（ルック規定）

常に美のスペシャリストをめざすという自覚を常に持ち、自分自身の服装と頭髪を美しく整える。特に就職活動・スチューデントサロン従事にふさわしい身なりを心がけるとともに、本校学生としての品位を失わないよう注意する。

美容科

1. 作業衣

本校規定の作業着を着用し、その清潔と衛生に心がける。但しクールビズ期間は熱中症予防の観点により、必要に応じ作業着を着用せず（下記2.服装により）作業することができる。

2. 服装・靴

学生としての品位があり、動きやすく機能的で美容業務に相応しい衣服・履物を身につける。

(肌を極端に露出するものや部屋着とみなせるものは禁止)

3. 頭髪

スムーズに相モデル実習が行える、学生らしい品位のある髪型にする。ただし就職活動の妨げになるヘアスタイル・カラーは禁止する。

4. アクセサリー

アクセサリー等は自己責任において管理し、高価なものは持ち込まない。

トータルエステティック科

1. 頭髪

整えやすく、授業中気にならないようにしておく。髪の毛が顔や襟にかからないようにする。カラーは極端な色、不自然な色は許可しない。

2. メイクアップ

極端に濃いメイクは控え、節度ある範囲内に留める。

3. 服装

授業中は本校規定のものを着用する。

4. アクセサリー

アクセサリー等は自己責任において管理し、高価なものは持ち込まない。

5. 指先

手は常に十分な手入れをし、爪は清潔に整えておくこと。カラーは濃い色や不自然な色は避け、トリートメント中、クライアントに爪が当たらないよう適切な長さにしておくこと。

6. その他

まつげエクステ、アートメイクは実習の妨げになるため禁止する。

各科共通

アートメイク、タトゥー、入れ墨は厳禁とする。入学説明会以前に入れたものがあれば必ず入学式までに生活指導部へ届け出、平素露出しないように心がける。ピアス等実習の妨げになるアクセサリーは実習開始前に外し、個人の責任において管理する。

第4条 挨拶励行 正しい言葉遣い

ホスピタリティマインド（おもてなしの心）と感謝的心構えをもった挨拶習慣を身につける。講師、来校者、教員には敬語で接遇する。

第5条 環境美化

身のまわりの環境美化に努める。

第6条 遅刻、欠席、早退

正当な理由のない遅刻、早退、欠席 については認めない。正当な理由のない遅刻、早退は1回につき1P、正当な理由のない欠席については1回につき2P 生活ポイントを付す。生活ポイントが24ポイントに達する者はその単位を認めず、進級または卒業を認めない。但し進級時にリセットされる。詳しくは別紙生活ポイント早見表に定める。

第7条 遅刻等とその報告・届け出

始業10分前には必ず登校する。外出は原則認めない。遅刻、欠席、早退については、必ず本人から担任及び事務局に届け出ること。どうしても本人から連絡が出来ない場合は、保護者より連絡すること。特別な理由で遅刻、欠席、早退することがわかっている場合は、事前に事務局に届け出ること。

第8条 携帯電話・ゲーム類・雑誌等の使用

原則として使用時間以外は使用禁止。

(許可時間・・・朝8時50分まで、 昼休み、放課後)

緊急時や授業等で使用したいときは教職員に許可を得て使用すること。

第9条 飲食

許可時間以外は禁止する。(許可時間・・・朝8時50分まで・休憩時間・昼休み・放課後) 他の学生に迷惑をかけないように気をくばり行うこと。

第10条 校内への酒類の持ち込み及び、酒気帯び登校を禁止する。

第11条 貴重品等の管理

携帯電話・財布等の貴重品は自己責任において管理する。高価な衣類・靴・鞆・多額の現金等を校内に持ち込まない。万が一、持ち込む場合は所定の鍵付きロッカー、又は無料のコインロッカーを使用すること。管理は自己責任とし学校は責任を負わない。

第12条 学生証は常時携帯する。

第13条 外部からの呼び出し(面会、電話)はとりつがない。

ただし、必要と認めた場合はこの限りではない。

第14条 喫煙

未成年者の喫煙は禁止する。成人で喫煙する者は届け出の上、所定の喫煙所にて喫煙すること。(時間及びマナーを守ること)なお、登下校時の喫煙は年齢を問わず禁止する。

第15条 自動車

乗用車、原付での通学は、学校長の許可を得ること。

但し、同乗者は認めない。

第16条 次のアルバイトは禁止する。なお禁止アルバイトに該当するか否かは必ず学生課で確認する。

1. 接待を伴う風俗営業店(性風俗店、ガールズバー、クラブ、酒類を伴う飲食店等)
2. 客引き(居酒屋等のキャッチも不当な客引き行為をすれば犯罪となるため禁止)
3. 午後10時以降に及ぶ深夜アルバイト
4. 危険事故が伴うもの、健康上・人体に有害と考えられるもの
5. マルチ・ねずみ講商法等法令に違反するもの
6. その他学生としてふさわしくないもの

第17条 次の行為を行った者は学則第二十二條ならびに学生心得30條の定めにより厳しく指導する。

1. 違法賭博、麻薬等所持、盗撮、痴漢、強姦、詐欺、強盗、横領、放火等の重大な問題行為
2. 窃盗、暴行、侮辱、傷害、恐喝、強要、名誉毀損、脅迫等の犯罪行為
又はいじめ行為等の問題行為
3. 第16條に定めた禁止アルバイトへの友人勧誘及びそのための個人情報漏洩
4. 本規則第16條に定めた禁止アルバイトを行った者及び
そのバイトにより迷惑行為や法令違反を犯した者
5. 公衆・近隣住民に迷惑をかける行為
(不法投棄、迷惑駐車、SNSによる問題行動等)
及びその行為によりにより本校の名誉を傷つけた場合
6. 建物、設備等を壊す、隠す、落書きする等行為
7. 私有地、道路での迷惑駐車 又は道路交通法に違反する悪質な行為
8. 停学処分期間中に許可なく外出、課題の未提出
9. 私有地を横断して登下校(侵入行為)
10. 学生、教職員等に対する暴言、恫喝、脅迫発言
(SNSによる同様の問題発言も含む)
11. 校内の生活において、著しくHUMAN BEAUTYの精神から逸脱した態度や
言動で学校運営、授業等を妨げる行為。又は軽度な問題であっても、
注意を受けたにも関わらず改善が見られないと判断した場合

第18条 本校では学生同士の相モデルによる実習、その他外部モデルを利用した実習を実施するので、お互いが気持ちよくスムーズな実習授業を進行できるよう、準備の段階から担当教員の指示に従い、積極的に協力するとともに、相手への配慮と感謝の念をもって接すること。

学生指導早見表

ポイントとなる違反【違反ポイント】

条項	内容	ポイント
第8条	許可時間外の携帯電話・ゲーム機・雑誌の使用(着信、振動で授業を妨げた場合を含む) 校内での充電は終日禁止とする	1 P
第9条	許可時間以外の飲食	
第15条	無許可での自動車、バイク通学(その車に同乗したものも含む)	
第17条-11	校内の生活において、著しくHUMAN BEAUTYの精神から逸脱した態度や言動で学校運営、授業等を妨げる行為。又は軽度な問題であっても、注意を受けたにも関わらず改善が見られないと判断した場合 *1	2～5 P 学生課にて 内容に応じて 点数を決定
第17条-10	学生、教職員等に対する暴言、恫喝、脅迫発言(SNSによる同様の問題発言も含む)	
第10条	校内への酒類の持ち込み及び酒気帯び登校	5 P
第14条	未成年の喫煙 喫煙に関するルール違反	
第17条-9	私有地を横断して登下校(侵入行為)	
第17条-8	停学処分期間中に許可なく外出、課題の未提出	
第17条-7	私有地、道路での迷惑駐車 又は道路交通法に違反する悪質な行為	6～12 P 学生課にて 内容に応じて 点数を決定
第17条-6	建物、設備等を壊す、隠す、落書きする等行為	
第17条-5	公衆・近隣住民に迷惑をかける行為(不法投棄、SNSによる問題行動等)	
第17条-4	本規則第16条に定めた禁止アルバイトを行った者及びそのバイトにより迷惑行為や法令違反を犯した者	
第17条-3	第16条に定めた禁止アルバイトへの友人勧誘及びそのための個人情報漏洩	
第17条-2	窃盗、暴行、侮辱、傷害、恐喝、強要、名誉毀損、脅迫等の犯罪行為 又はいじめ行為等の問題行為	
第17条-1	違法賭博、麻薬等所持、盗撮、痴漢、強姦、詐欺、強盗、横領、放火等の重大な問題行為	

*1：担当する教職員が、これに該当すると見做した場合、その場で授業又は行事の退場を命じ、その単位を欠席処分にすることができる

学生指導早見表【違反ポイント】

	指導内容
3 P	(累計3Pに達した場合) 指導書、反省文
5 P	指導書、反省文、奉仕作業等ペナルティ、1日の停学、課題提出
6 P以上	指導書、反省文、奉仕作業等ペナルティ、数日間の停学、課題提出
1 2 P	(累計12Pに達した場合) 原則、即時退学処分を命ずる

指導内容により保護者への通告を行う。

指導日は学生課より指定、必要に応じ三者面談を行う。

1回の違反が6 P 以上の場合はその時点で職員会議の決議を経て退学、長期停学処分等の指導を行う。

嚴重注意

その他、学生心得及び施行細則に違反した場合は嚴重注意。再三の指導を受けても、なお改善されない

場合は、指導部又は校長より戒告を行い保護者へ報告（内容による）、必要に応じて三者面談で指導を行う。

.....

2種類のポイント制

名前	内容	上限	詳細
違反ポイント	学則・法律を違反する行為	12P 達したものは即退学	2年間継続 詳しくは18-19Pを参照
生活ポイント	正当な理由のない欠席・遅刻・早退	24P 達したものは留年	1年間で更新（リセット） 詳しくは8-9Pを参照

注意：違反ポイントと生活ポイントは合算せず、分けて管理するものとする

付則

- 1.この施行細則は2008年3月11日より施行する
- 1.この施行細則は2013年2月11日より施行する
- 1.この施行細則は2020年4月1日より施行する
- 1.この施行細則は2020年7月1日より施行する
- 1.この施行細則は2020年10月28日より施行する
- 1.この施行細則は2023年4月1日より施行する

追試・補講等の授業外考查について

中間考查・期末考查の不合格者及び各授業の出席日数不足者は下記の授業外考查等を受講することにより、当該授業の単位取得ができる。

但し、これらに関しては授業外に行う特別考查のため1科目につき1,000円（但し補講に関しては1限につき1,000円）の考查料が必要となります。

追試験等費用一覧

追試験			
科目名	当該考查	該当者	考查料
関係法規・制度	中間考查 期末考查	60点未満の者	1,000円
衛生管理		60点未満の者	
香粧品化学		60点未満の者	
保健		60点未満の者	
文化論		60点未満の者	
運営管理		60点未満の者	
美容技術理論		60点未満の者	
美容実習		70点未満の者	
学習指導会等			
科目名	当該考查	該当者	考查料
関係法規・制度	中間考查 期末考查	追試験60点未満の者	1,000円
衛生管理		追試験60点未満の者	
香粧品化学		追試験60点未満の者	
保健		追試験60点未満の者	
文化論		追試験60点未満の者	
運営管理		追試験60点未満の者	
美容技術理論		追試験60点未満の者	
美容実習		追試験70点未満の者	
補講			
科目名		該当者	補講料
単位取得に係る全科目		出席日数不足者	1,000円

※但し授業内に実施する再テスト等はこの限りではない

※トータルエステティック科については、P9～10を参照

休学・退学について

休学申請

休学しようとする者は以下の手続の上、校長の許可を受けなければならない

1. 提出書類

①休学願(所定様式)

※必ず学生本人および保証人の自筆・捺印により作成する。

②休学理由の証明書類

「休学理由の証明書類」について

- ・病気/怪我：休学が必要である理由が具体的かつ詳細に記載された「理由書」、および医師が発行したもので、その理由・期間が明示された「診断書」とする。
- ・その他：休学理由が具体的かつ詳細に記載された「理由書」、およびその理由を証明できる公的な証明書類が必要

2. 休学期間

休学期間は原則として下記の2期間とする。

- ・半期（4月1日～9月30日もしくは10月1日～3月31日）
- ・1年間（4月1日～3月31日）

休学可能期間は原則として当該学期限りとする場合により引続き休学延長が認められることがある

在学中の休学可能期間は合計で2年間とする

3. 休学中の学費

申請時期により支払う学費が異なる。

申請日	4/1～ 4/30	5/1～	～ 9/30	10/1～
前期分	4月分納入	全額納入	全額納入	
後期分	－		－	全額納入

4. 復学（休学終了の手続）

休学が終了した時点で復学の手続きが必要。復学する1ヶ月前に復学関係書類(復学願等)を期日までに本校へ提出すると共に復学費（50,000円）を納入する。

休学期間	復学日
4月1日～9月30日	10月1日
10月1日～3月31日	4月1日
4月1日～3月31日	4月1日

退学申請

退学しようとする者は以下の手続きの上、校長の許可を受けなければならない

1. 提出書類

退学を希望する学生は、次の書類を提出すること。

①「退学願」(所定用紙)

※必ず学生本人および保証人の自筆・捺印により作成すること。

②「学生証」

2. 学費

退学を希望する場合、所定の学費が納入済である事が必要

納めなければならない学費は「退学願」の提出時期により以下のとおり異なる。

「退学願」提出時期	学費等支払の義務
4/1 ～ 9/30	当年度前期分までが納入済であること
10/1 ～ 3/31	当年度後期分までが納入済であること

その他の必要経費（給食費・年間維持諸費等）も納入する必要がある。

暴風警報・東海地震注意報または警戒宣言が発令されたときの登下校

1. 始業時間前に暴風警報・東海地震注意報または警戒宣言が発令された場合
 - (1) 学生は自宅待機とする。
 - (2) 午前7時までに警報解除の場合、定刻より授業を行なう。
 - (3) 警報が午前11時までに解除された場合は当日の全授業の用意をし出校する。
 - (4) 警報が午前11時においても解除されない場合は休校とする。
 - (5) 休校についての学生への連絡は、各担任が学級連絡網にて連絡する。
(解除時間によっては給食が準備できない事があります)
2. 始業時後に暴風警報・東海地震注意報または警戒宣言が発令された場合
 - (1) 直ちに授業を中止し、速やかに学生を下校させる。
 - (2) 安全に帰宅することが困難と認められる場合、学校に待機させる等、適切な処置をとる。
3. 高潮・波浪・大雨・洪水注意報又は警報が発令された場合、前項1，2に準じて適切な処置を講ずる。
4. 上記1，2，3で休校の場合、公欠扱いとする。

地震発生時における対応

- ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向け机の下に潜り机の足をしっかり持つ。
- ・ 身を隠す所がない場合は、手近にあるカバン、本等で頭部を保護し、出来るだけ低い姿勢をとる。
- ・ ドア、窓を開け脱出口を一ヶ所以上確保する。
- ・ 主振動が収まるまで行動しない。
- ・ 担任の指示に従って行動する。
- ・ 安全に帰宅することが困難と認められる学生には、保護者等と緊密な連絡をとり、適切な処置をとる

旭美容専門学校 公欠規定

次の各号の一に該当する事由で授業を欠席する場合は、公欠として取扱い出席したものとしみなすことができる。

公欠を希望する学生は、「公欠承認願(届)」(事由に係る証明書を添付)を事前に提出し承認を受けること。ただし、天災・事故・伝染性疾患等やむを得ない事由により事前に提出できない場合は、事後1週間以内(4号については伝染のおそれがないと医師が認めた後)に提出すること。

1. 公式コンテスト、公式行事等に登録出場者として出場する場合、又は本学の要請により行事等へ参加する場合
2. 就職活動による場合(会社訪問、採用試験受験、内定報告、入社前研修)
3. 天災・交通機関の障害による場合
4. 学校保健法施行規則第19条に規定する伝染病を発症した場合
5. 教務課程におけるインターンシップの体験期間中
6. 資格検定を受検する場合
7. 進学、編入試験を受験する場合
8. 忌引き
9. その他、本学が認めた場合

「公欠承認願(届)」は、署名・捺印が必要。

クラス担任に提出すること。

2.については授業に差し支えない日時に実施することを原則として活動すること。

4.については医師の証明が必要です。「公欠承認願(届)」とともに「学校伝染病による出校停止証明書」(事務所に用紙あり)を担当に提出すること。

8については、忌引きによる公欠規定による。

忌引きによる公欠規定

ご親族のご不幸により葬儀等に出席する場合は忌引きとなり、欠席にはならない。

忌引きに該当する日数は、故人との続柄によって以下の通りとする。

- (1) 父母及び子、配偶者・・・・・・・・・・・・・・5日
- (2) 祖父母、配偶者の父母及び本人の兄弟姉妹・・・・・・3日
- (3) おじ・おば・曾祖父母・従兄弟・・・・・・・・・・1日

葬祭のため遠隔地に行く場合は、実際に要する往復日数を加算することが出来る

事務局窓口案内

事務取扱時間	平日	午前 8 時半～午後 5 時
教材購入・諸費用納入等取扱時間	平日	午前 8 時半～午後 4 時半
証明書発行取扱時間	平日	午前 8 時半～午後 4 時半

※学校行事及びメンテナンス等の都合により臨時に取扱時間を変更・休止する事がある。

各種証明書の発行について

在学証明書・通学証明書等各種証明書の発行は、事務局の窓口で午前 8 時半～午後 4 時半までの間に申し込むこと。証明書の種類によっては発行に数日の時間を要する場合がある。

定期の購入について

近鉄・JR・三重交通・・・学生証を持参して各自最寄り駅にて購入

身分証明書（学生証）について

住所変更時や紛失時は事務局へ再発行手続きをすること。
再発行には約 1 週間必要。